

北大阪急行電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請に係る審議
(第2回)

1. 日 時

平成29年1月12日(木) 10時30分～12時20分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

鉄道局：川上鉄道サービス政策室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 堀家審議官、川崎調査官、木村課長補佐

4. 議事概要

- 鉄道局が、事前の質問事項(①運賃が安いことに関して地下鉄との運賃併算制や阪急との競合が運賃抑制に寄与しているか、②車両全編成を代替新造せずに一部を内装更新で対応した理由等)について説明した。
- 鉄道局が、北大阪急行電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請の内容について、鉄道事業法第16条第1項に基づき申請のとおり認可することとしたい根拠を中心に説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ①JRや大手民鉄のようないわゆるヤードスティック方式ではなく、積み上げ方式による算定によるものがなぜ適正なのかについて、鉄道局はどのように判断しているのか。
 - ②収入原価総括表について通常の民間企業における内部留保は積んでいないのか。
 - ③設備投資計画について、本当にこの時期にやらなければならないのかという観点でチェックしているか。等についての質問があった。

これに対し、鉄道局からは、

- ①中小民鉄については、公表されている中小民鉄事業者の収入原価算定要領に従って算定されているかを、収入・費用ともに審査し、妥当であると判断している。
 - ②総括原価方式では、収支均衡が前提であり、内部留保は、需要や費用の面の経営努力の成果という考え方である。
 - ③設備投資計画については、事業者の経営判断が基本であると考えている。
- 等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。